

平成 26 年 12 月 12 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

1 2 月 1 2 日（最終日）

- 日程第 1 議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 請願第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願
- 日程第11 請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願
- 日程第12 請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願
- 日程第13 請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願
- 日程第14 発議第69号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書
- 日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1 番 石 黒 正 重

2 番 福 田 千 恵 子

3 番 高 原 典 之

4 番 清 水 英 勝

5番 藤井満久  
7番 吉原一治  
9番 松本保  
11番 榎本芳三

6番 山下節子  
8番 鳥居恵子  
10番 鈴川和彦  
12番 榎戸陵友

欠席議員 (なし)

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼出納室長	石堂登久則

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹味英季 主査 保母公次

[ 開議 9時31分 ]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

昨日、ノーベル賞の授賞式が行われました。ノーベル賞物理学賞を赤崎氏、天野氏、中村氏が受賞しました。日本人として、この快挙を皆でたたえたいと思います。

また、ノーベル平和賞はパキスタンの17歳の女子学生のマララさんが受賞しました。世界中の子供たちが平等に質の高い教育を受けられるように行動を起こすときだと語っております。

私たち議員も、南知多町の子供たちが質の高い教育を受けられるように努力をしていきたいところです。

さて、去る12月3日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る5日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回の改正は国の指導によるものか。答弁としまして、今回の改正

による支給額の変更は健康保険法施行令の改正に基づくものであり、国の指導によるものです。

次の質疑としまして、改正により町の負担はふえるのか。答弁としまして、今回の改正による支給総額は改正前と同額になるため、ふえることはありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決といた

しました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第3 議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第3、議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木和彦君）**

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第4、議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木和彦君）**

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第5、議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木和彦君）**

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい  
て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし  
ました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて**



○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域の民間給与水準を踏まえてということだが、現在の町内の民間事業所の給与水準はどのくらいか。答弁としまして、町内の民間事業所の給与水準は把握していません。町職員の給与改定は、人事院が国家公務員の給与について約1万2,400の民間事業所における従業員約50万人の給与を調査・比較した上で行った勧告に基づき実施しています。

次の質疑としまして、職員の給料表を平均2%引き下げると、どれくらい給料が下がるのか。答弁としまして、減額対象者152名の平均で月額6,121円の引き下げとなりますが、給料が引き下げとなる職員には3年間に限りその差額が支給されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第66号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について、質疑としまして、児童手当の国庫負担金は平成25年度の返還金であるので、その年度内には精算できないのか。答弁としまして、平成25年度の児童手当国庫負担金は平成25年度の決算により平成26年11月に確定するため、平成25年度中には精算することができません。翌年度に精算し、今回は返還金が生じました。

環境課関係について、質疑としまして、町指定ごみ袋について1枚当たり約13円となっているが、ごみの有料化は考えているか。答弁としまして、今後のごみ処理広域化事業も踏まえ、ごみの有料化について検討しています。

次の質疑としまして、離島事業系ごみ収集運搬費について、観光業者より支援要望を受けたとのことであるが、毎年受けているのか。答弁としまして、離島という地域性があり、関係業者より毎年支援の要望をいただいています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第66号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、歳入の県負担金、海岸施設災害復旧事業費が、歳出の海岸施設災害復旧費の2分の1になっていない理由は何か。答弁としまして、今回の補正予算で計上した海岸施設災害復旧費は流木等の処分に要する費用であり、既に仮置き場までの収集運搬を予備費の充用により実施しています。この合計額が1,176万3,000円で対象事業費となります。その事業費の2分の1の588万1,000円を県負担金として計上しています。

次の質疑としまして、歳出の海岸施設災害復旧費794万円のうち、流木等の処分費は幾らか。答弁としまして、流木等の処分に要する費用については、対象数量が645立方メートルで、金額は648万1,000円です。

検査財政課関係について、質疑としまして、臨時財政対策債の増額補正は、普通交付税が減額となる分を臨時財政対策債で補填するということか。答弁としまして、臨時財政対策債は普通交付税の不足分の振りかえであります。今回の補正は当初予算計上額と確定額の差分をそれぞれ補正するものです。その結果として、普通交付税の不足分を臨時財政対策債で補うこととなりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を  
求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を  
求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第9号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

#### ○6番(山下節子君)

請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願の賛成討論を行います。

本請願は、安全・安心の医療・介護実現のため夜勤改善・大幅増員を求める意見書を政府及び関係行政庁宛てに提出することを求めるものです。

医療従事者が置かれている困難な状況は、今広がりつつある働く人々の労働条件の例でもあります。この問題が放置されることは、勤労者の労働条件の劣悪化を広げるとともに、国民の健康の毀損という極めて非医療的な事態をもたらすこととなります。医療従事者の労働条件の改善は、それ自体重要であり、また良質な医療を受ける国民の権利を守ることを、勤労者や国民の健康破壊を緩和することにもなります。

安心・安全な医療・介護を受けることは、全国民の誰もが共通する願いであるが、医療現場は人手不足のため、非常に苛酷な勤務状態です。医師、看護師、介護職員の健康のためにも大幅な増員をすることが必要であり、国民が安心・安全な医療を、介護を受けられるようにするためにも、採択すべきものであると考えます。

議員の皆さんの御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

#### ○議長(榎戸陵友君)

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第9号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

---

日程第11 請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願の賛成討論を行います。

本請願は、超高齢化社会を迎え、介護のニーズが高まる中で、介護労働者の数も年々増加しているが、低賃金、重労働という介護従事者の処遇を抜本的に改善を求める意見書を政府及び関係行政庁宛てに提出することを求めるものです。

誰もが安心して介護を受けることを望んでいますが、介護従事者の処遇は過重労働に加え、全労働者よりも平均賃金が9万円も低いことから、なかなか定着しにくく、離職率も高くなっています。安心・安全の介護を実現するためにも、介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。国の責任で介護職員、介護現場で働く多くの職種の労働者の

処遇の引き上げは喫緊の課題です。

以上をもって、賛成討論を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第10号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

---

**日程第12 請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第12、請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（松本 保君）**

ただいま上程されました請願第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**○議長（榎戸陵友君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）



6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願の賛成討論を行います。

本請願は、2025年、超高齢化社会が訪れるもとの、安全・安心の医療・介護実現のため、夜勤軽減、長時間労働の是正を求めることを、また現状の2倍に当たる15万以上の看護職員を確保することを求める意見書を愛知県に提出することを求めるものです。

医療従事者が置かれている困難な状況は、今広がりつつある働く人々の労働条件の例であります。この問題が放置されることは、勤労者の労働条件の劣悪化を広げるとともに、県民の健康の毀損という極めて非医療的な事態をもたらすこととなります。医療従事者の労働条件の改善それ自体重要であり、また良質な医療を受ける県民の権利を守ることを、勤労者や国民の健康破壊を緩和することにもなります。

安心・安全な医療・介護を受けることは、全県民の誰もが共通する願いであるが、今の医療現場は人手不足のため、非常に苛酷な勤務状況です。医師、看護師、介護職員の健康のためにも大幅な増員を持することが必要であり、県民が安心・安全な医療や介護を受けられるようにするためにも採択すべきであると考えます。

議員の皆さんの御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第11号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

---

日程第13 請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました請願第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、各委員に意見を求めました。

主なものは、請願書を読ませていただいたが、消費税10%への引き上げは国際情勢や日本の経済を見ても必要であると考えます。また、消費税の引き上げた分をどこに割り振るか、消費税の引き上げ反対とは別に考えるべきであるという意見がありました。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願の賛成討論を行います。

請願の内容は、来年秋に実施が狙われている10%引き上げを中止するよう求めるものであります。

4月の消費税増税以後、日本経済のさまざまな指標にどのような変化が生じているか。政府が発表した各種調査結果においては、小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少するなど、駆け込み需要の反動減による影響が顕著にあらわれています。経済産業省が発表した4月の商業販売額は前年同月比3.9%減、中でも小売業は4.4%減となりました。

4月の新設住宅着工戸数は3.3%減、4月の新車販売台数は5.5%減と反動減が顕著にあ

られました。物価においては、全国消費者物価指数は消費税が増税された4月は前年同月比3.2%上昇、バブル崩壊後の最大の上げ幅となっています。

一方、国民の賃金はふえていません。4月の勤労者世帯の実収入は7.1%減、非正規雇用も57.8万人ふえています。

物価が上がる一方で、消費税が増税によって可処分所得が減少する中、総務省の4月分の家計調査によれば、1世帯の実質消費支出、2人以上世帯は4.6%減となるなど消費が大きく落ち込みました。GDP 6割近くを占める個人消費の冷え込みで日本経済が長引く不況に陥り、国家財政に深刻な影響を与えたことは、過去、1997年の消費税の増税時に私たちは経験済みであります。請願が指摘する暮らしや地域経済に深刻な影響が早くもあらわれていることを直視すべきではないでしょうか。

ことしの5月、トヨタ自動車社長はみずから2008年度から2012年度の5年間の長期にわたり、法人税国税分を一円も払っていないことを記者会見で明らかにし、納税に苦しむ多くの国民に衝撃を与えたばかりです。

2009年の制度改定で、海外子会社から配当を非課税にする減税制度が創設されたほか、研究開発減税などの減税政策の恩恵を受ける一方、同社は株主には5年間で税額1兆円もの配当を行い、内部留保の利益余剰金も2,800億円上積みしています。

こうした大企業への法人税の実効税率の引き下げをさらに実施すればどうなるのか。20%台までの引き下げにより2兆5,000万円もの税収入、経団連が政府・国税庁に直接要望した25%まで引き下げれば5兆円の減税であり、歳入に大きな穴があくことは明らかであります。

その一方で、税収入の対応策として検討されていることが、歳入では配偶者控除の廃止、縮小、赤字企業でも負担する法人事業税の外形課税の評価など、庶民、中小企業のさらなる税負担であります。また、歳出面では医療や介護分野の自然増を含めた給付の抑制、年金給付額の削減や給付年齢の引き下げ、生活保護の住宅扶助の削減など支出抑制、そして現在検討されている来年10月の消費税10%増税であります。ただでさえ優遇されている大企業への減税に加え、法人税率のさらなる引き下げを実施し、その税収の穴埋めを赤字中小企業や国民への増税に補填するようなやり方は許されるものではありません。

今行ふべきことは、税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革し、富裕層や大企業への優遇税制を改めること、また大企業を中心にた

め込まれた270兆円にも上る内部留保の一部を活用しながら、雇用の正規化や賃金の引き上げ、中小企業の適正な単価の支払いなどにより社会に還元させるなど、内需主導の経済対策を進めることです。そのことにより所得の引き上げ、消費の拡大、中小企業や大企業の収益増、ひいては国の地方自治体の歳入増につながる道であると考えます。

ぜひ請願への賛同をいただきますよう訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第12号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

---

日程第14 発議第69号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、発議第69号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第69号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、愛知県民がいつでもどこでも誰でも安全・安心の医療・介護を受けられる体制づくりを求める愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願が委員会で採択されたことにより、その趣旨に基づき意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、愛知県知事であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第69号の件を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

---

### 日程第15 閉会中の継続審査(調査)について

#### ○議長(榎戸陵友君)

日程第15、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

---

#### ○議長(榎戸陵友君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[ 閉会 10時14分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員